

こくがい てんしゅつ ばあい じゅうみんぜい 国外へ転出する場合の住民税について

◎国に帰った後の住民税はどうなるの？

住民税は1月1日に東広島市に住んでいて、前の年に一定の収入がある人にかかります。例えば、あなたが会社から103万円より多く給料を受け取っていれば住民税がかかります。たとえ1月2日に国に帰ることになっても、その年の住民税は東広島市へ払わないといけません。

◎国に帰る前に納税管理人の申請をしてください！

会社を辞めた後すぐに国に帰るときや、国に帰るまでに支払いができないときは、納税管理人の申請をしてください。

納税管理人は、住所が国外にある人の税金を管理する人のことです。日本にいる人であれば、家族・友達など誰でも納税管理人になることができます。

国に帰る前に申請書を東広島市役所へ提出してください。そのときは、あなたの在留カードやマイナンバーカードなどを持ってきてください。

郵便でもいいです。郵便のときは、あなたではなく、納税管理人になる人の在留カードやマイナンバーカードのコピーを封筒に一緒に入れて送ってください。申請書は東広島市ホームページから見られます。納税管理人の詳しい説明・申請書の書き方を外国語に直したものもあるので見てください。

★二次元バーコードを読み込んでください。

ひがしひろしまし 東広島市ホームページ	そうmuしょう 総務省ホームページ

★東広島市多言語ホームページ（外国語で書いてあります。）

English	Chinese	Vietnamese	Indonesian

【お問い合わせ・提出先】

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市財務部市民税課市民税第1係・市民税第2係

電話 082-420-0910 FAX 082-422-6810